

防災行政無線から訓練放送が流れます

全国瞬時警報システム

ジェイ アラート

「J-ALERT」訓練放送

緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、迅速に情報を伝達する必要がある場合に、消防庁から受信した情報を自動的に防災行政無線で放送します。

とき 6月17日(水)午前10時

内容

「チャイム音」

「こちらは、広報尾張旭です。
ただ今から訓練放送を行います。」

「(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報。
大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回

「こちらは、広報尾張旭です。
これで訓練放送を終わります。」

「チャイム音」



- あさひ安全安心メール・防災ラジオも同時刻に配信・放送
- 地震や気象状況などによって、中止や内容を変更する場合あり
- 無線放送が聞き取れなかった場合は、[0120-775-121](tel:0120-775-121)に電話すると放送内容を聞き直すことができます

問い合わせ先 / 市役所災害対策室 ☎76-8127



児童手当現況届の提出をお忘れなく

児童手当の支給を受けているかたは、6月1日現在の児童の養育状況や年金の加入状況などを報告していただき、引き続き対象となるかを確認するため、現況届(6月上旬に受給者へ送付)の提出が必要です。提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

対象者 中学校卒業(満15歳以後の最初の3月31日)までの子を養育しているかた

| 年齢区分 | 1人当たりの手当額(月額)* |
|----------------------|----------------|
| 0~3歳未満(3歳を迎える誕生月分まで) | 15,000円 |
| 3歳~小学生(小学校卒業の3月分まで) | 第1・2子 10,000円 |
| | 第3子以降 15,000円 |
| 中学生(中学校卒業の3月分まで) | 10,000円 |

*受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童の年齢などに関係なく1人当たり月額5,000円を支給

*「第3子以降」とは、高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。



提出書類 児童手当・特例給付現況届(その他書類が必要になる場合あり)

提出方法 6月30日(火)までに郵送(6月30日消印有効)か直接。郵送の場合は、同封の返信用封筒に切手を貼って返送

その他 ●2~5月分までの児童手当は6月10日(水)に指定口座に振り込みますので、確認してください●臨時特別給付金(1万円)については、対象となるかたに児童手当とは別に支給します。詳細は広報おわりあさひ6月15日号でお知らせします

提出・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149